

船橋市特定教育・保育施設等の集団指導

# 家庭児童相談室について



船橋市家庭児童相談室

# 家庭児童相談室について



# 家庭児童相談室について

所在地…船橋市保健福祉センター3階  
船橋市北本町1－16－55

職員数…56名  
所長・所長代理・SV・教員・  
社会福祉士・保健師・心理士など

# 家庭児童相談室の主な業務

船橋市に在住している0歳～18歳未満  
の子どもに関する相談

【R5相談実績】

相談件数：1614件

虐待に関するもの：680件

# 児童虐待とは

児童福祉法で規定されている  
**重篤な子どもの人権侵害**

# 児童虐待の種類

## ＜身体的虐待＞

殴る 蹤る 首を絞める 投げ落とす 激しく揺さぶる  
火傷(熱湯・タバコなど) 戸外に締め出す 縄などで拘束する など

## ＜心理的虐待＞

暴言 否定的な発言 拒否 無視 きょうだい間の差別  
面前でDV・夫婦喧嘩をする リストカットを見せる など

## ＜ネグレクト＞

食事を与えない 風呂に入れない 同居人の虐待の放置  
衣服などを長期間不潔なままにする 子どもを置き去りにする  
学校に登校させない 乳幼児を家に残して度々外出する など

## ＜性的虐待＞

子どもへの性交・性的暴行・性的行為の強要 性器を触る・触らせる  
性器・性交を見せる ポルノの被写体を強要する など

# 虐待が子どもに及ぼす影響

厳しい体罰

前頭前野の  
容積が **19.1%**  
減少



暴言

聴覚野の  
容積が **14.1%**  
変形（増大）

親のDVを目撃

視覚野の  
容積が **18%**減少

# 虐待が子どもに及ぼす影響

## ①身体的影響

頭部外傷…運動機能障害 知的・認知的な発達の遅れ  
ネグレクト…低身長・低体重 病気の未治療  
程度を越した揺さぶり…硬膜下血腫→死に至る可能性も

## ②情緒・心理的影响

心的外傷後ストレス障害(PTSD)  
自尊心の低下  
他者を信頼する能力の欠如

## ③知的・認知発達的影响

知的検査上のスコアが低い  
家庭の中で学習の習慣が身につかない  
親が非現実的な期待を持ち失敗体験を重ねる

# 虐待が子どもに及ぼす影響

## ④行動への影響

虐待者と自分を同一化する(苦痛な無力感への防衛)  
→他者への攻撃性・行動コントロールの欠如・反抗的態度  
衝動的・刺激に反応しやすい(不安定な家庭環境)  
大人の反応を気にする・注目欲求が高い  
→物事に集中することが難しい

## ⑤世代間連鎖

虐待を受けた人が成長後に自分の子どもを虐待する確率が高い  
→暴力をしつけと学習・防衛行動 など



虐待を早期発見・早期介入していくことは世代間連鎖  
を断ち切る大きな要素につながる

# 児童虐待かどうかの判断

## ＜子どもの様子＞

- ・家庭でできたと思われる傷、痣がある
- ・不衛生な服装、入浴していない様子
- ・食事をしていない様子

## ＜子どもの発言＞

- ・叩かれる、など暴力を受けているとの発言
- ・夜間、休日などに子どもだけで過ごしているという発言
- ・食事をしていない、ライフラインが止まっていると発言
- ・大人同士の喧嘩、DVを目撃しているとの発言
- ・大人から性的な暴力を受けているという発言

# 通告義務について

## 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

児童虐待に係る通告(虐待防止法第6条の1)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

# 通告時の不安

Q.虐待を受けている児童の個人情報は伝えていいの？

→通告者が通告先に児童や保護者等の個人情報を伝えることは法律で認められている

Q.通告したのが自分だとバレたらどうしよう…

→通告を受けた機関は通告者を特定できる情報を漏らしてはならないと法律で規定されている

Q.虐待ではなかった場合に罰せられるのか？

→調査で虐待の事実が確認できなくても罰則はない

# 通告について

判断に迷う・虐待の疑い

船橋市家庭児童相談室  
(月～金 9:00～17:00)  
☎ 047-409-3469

緊急時(生命の危険あり)

千葉県市川児童相談所船橋支所  
(月～金 9:00～17:00)  
☎ 047-420-1600

時間外

児童相談所虐待対応ダイヤル  
(365日・24時間対応)  
☎ 189(いちはやく)

# 家庭児童相談室と児童相談所の役割

## 市・家児相

- 子どもや家庭への総合相談
- 市内の児童虐待通報機関
- 子どもの健全育成のための継続支援
- 要保護児童及びDV対策  
地域協議会の開催  
→要保護児童の管理
- 児童虐待防止の啓発

## 県・児相

- 児童虐待対応機関  
(児童福祉施設等への措置)
- 虐待対応における権限
  - **職務権限による一時保護**
  - 立ち入り調査
  - 臨検・警察との連携
- 市町村への援助
- 非行少年の指導
- 療育手帳の判定
- 医学診断

# 一時保護の可能性がある状況

- ・性的虐待が家庭内で発生している疑い
  - ・養育者が育てられない(預けたい)と言っている
  - ・子どもが帰りたくないと言っている など
- 一時保護は児相の権限になるので、上記のような状況が起こっている場合には、家児相ではなく児相に通告をした方がスムーズです。

# 子どもたちの安心・安全のために

家庭への連絡をすることで、家庭から何か言われてしまわないか、家庭との関係が悪くなってしまわないか。また、通告したせいで、よりひどい状況になってしまうのではないかと心配になるかと思います。

しかし、すべては子どもたちの安心・安全のためと考えてください。虐待をしている養育者も困っている可能性があります。地域のネットワークを活用し、家庭を支援していく仕組みづくりにご協力お願いします。

船橋市家庭児童相談室 ☎047-409-3469